

中国の観光産業政策と観光統計の整備：
“土標準”（自国基準）と“洋規矩”（国際基準）
とは折り合えるか(国際シンポジウム「東アジアの観光動態に関する学際的研究」特集論文)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-04-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石原, 享一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00024961

中国の観光産業政策と観光統計の整備

—— “土標準”（自国基準）と“洋規矩”（国際基準）とは折り合えるか——

北海商科大学教授 石 原 享 一

はじめに

「観光」とは何か。『広辞苑』には「他の土地を視察すること。また、その風光等を見物すること」とある。中国の世相風刺の中には、「旅遊」（観光のこと）とは「自分の住みあきたところから他人の住みあきたところへ行くことだ」というジョークもある¹。

経済学的にみるとどうか。金森久雄ほか『経済辞典』（有斐閣）では、観光は広義には「楽しみを目的とする旅行一般」、狭義には「他所の国（地域）の景色や文化を見物すること」と定義される。さらに同辞典によると、「観光事業」は観光を促進するためのさまざまな事業活動を指し、民間企業の活動だけでなく、道路や公園の整備のような政府の活動も含んでいる。また、「観光産業」は観光事業とほぼ同義であるが、両者を使い分ける場合には観光産業は観光事業における民間の企業活動の部分を指すと説明されている。

本稿でも、観光産業と観光事業とをほぼ同義に使っている。とくに両者を使い分けて、観光産業という用語を使う場合、中国の経済制度を考慮して、「国有企業や民間企業の観光関連の活動」を指すこととする。

本稿は観光産業に関する統計の問題を扱うものである。統計による把握や比較をするためには、より厳密な観光に関する定義が必要になる²。UNWTO（国連観光機関）は、観光を「娯楽やビジネス、その他の目的のために人々が、まる一年を超えない範囲内で継続的に通常の生活環境圏以外の場所に旅行し、滞在する活動」と定義している。中国でも観光統計は基本的にUNWTOの定義に準拠しているが、実際の運用に当たっては中国的な特殊事情も垣間見える。

本稿の目的は、中国の観光産業政策の策定において観光統計が果たす役割を明らかにするとともに、中国の観光産業に関する各種の統計データの概念と集計方法を検討することにある。第1節では、中国における観光産業の発展と観光産業政策の推移を跡付けた上で、観光統計の制度と方法がどのように整備されてきたかを検討する。第2節では、中国の観光統計がその制度設計によってどのような特徴を持つようになったか、またそのデータを扱う上でどのような点に留意すべきかを明らかにする。さらに、第3節では日本と中国の観光統計制度を比較し、その共通点と相違点を探る。

I 中国の観光産業政策と観光統計制度

1. 観光産業の発展と観光政策

中国が改革開放政策に転じてのち、中国の観光産業は統計データからみると、その規模を急速に拡大してきた。中国に入ってくるインバウンド観光客（香港・台湾・マカオからの観光客を含む）は1978年の180.92万人（延べ人数、以下同じ）や1980年の570.25万人から、2015年には1.34億人（表1参照）になった。国内観光客も急速に拡大し、1980年の6200万人から2016年には44.4億人に達した（表2参照）。21世紀に入ると、中国からのアウトバウンド観光客も改革開放当初の微々たる数から2005年には3100万

¹ 「2010年流行語集錦」（『唐人結』2010年5月号）。

² 伊藤昭男『観光ビジネス・エコノミクス概論—地方における新たな市場創出に向けて』（批評社、2017年）、12－13頁。

人となり、2016年には1.22億人へと急速に伸びてきている³。観光産業の収入も膨大な額に上るようになった。実は、これらの観光産業の統計データを個別に吟味することも、本稿の主要な課題の1つなのだが、それについては後述する。

表1 インバウンド観光客数

単位：万人（延べ人数）

年	合 計	外国人	華僑	香港・マカオ・台湾
1978	180.92	22.96	1.81	156.15
1980	570.25	52.91	3.44	513.90
1990	2746.18	174.73	9.11	2562.34
2000	8344.39	1016.04	7.55	7320.80
2010	13376.22	2612.69	—	10249.48
2015	13382.04	2598.54	—	10783.50

（出所） 中国公安部データ。『中国旅遊統計年鑑』2016年版、12～13頁。2016年のインバウンド観光客数は1.38億人（注3参照）。

〔注〕 インバウンド観光客数には宿泊観光客と日帰り観光客とが含まれる。

表2 国内観光状況

年	国内観光客数 (百万人：延べ人数)			観光総支出 (億元)			一人当たり 支出(元)		
		都市住民	農村住民		都市住民	農村住民		都市住民	農村住民
1994	524	205	319	1023.5	848.2	175.3	195.3	414.7	54.9
2000	744	329	415	3175.5	2235.3	940.3	426.6	678.6	226.6
2010	2103	1065	1038	12579.8	9403.8	3176.0	598.2	883.0	306.0
2015	4000	2802	1188	34195.1	27610.9	6584.2	857.0	985.5	554.2
2016	4440	3195	1240	39390.0	32241.3	7147.8	888.2	1009.1	576.4

（出所）『中国統計年鑑』2016年版、2017年版。『中国旅遊統計年鑑』2016年版とデータは同じ。

〔注〕『中国旅遊統計年鑑』2016年版112頁によると、国内観光客数は宿泊客と日帰り観光客（常住地から10km以上離れ、観光の時間が6時間より長く、24時間より少ない者）とを含む。国内宿泊観光客は常住地を離れ、その他の地方の観光宿泊施設に少なくとも1泊し、長くとも12ヵ月を超えない者を指す。中国駐在1年以上の外国人や香港・マカオ・台湾籍の者も含まれる。ただし、各地視察の幹部、臨時派遣の政府人員、軍隊・警察、外地で学ぶ学生、定住地のない遊民は含まれない。

中国が経済活動としての観光の役割を重視するようになったのは、改革開放以降のことである。それ以前の社会主義の計画経済期（1949～78年）には、観光は経済活動としてよりも、労働模範の慰安旅行や先進的モデル地区への見学旅行など、政治的キャンペーンの色彩が濃かった（表3参照）。

1978年11月初め、鄧小平はシンガポール、マレーシア、タイを訪問した。鄧はこれらの国々における観光産業の発展を目のあたりにして、観光産業は中国の外貨不足を補う方法の1つになることに思い至った。帰国後、鄧小平が「観光事業には工夫すべき余地が大いにある。最優先してやり、加速してやらなければならない」、あるいは「観光は都市建設と総合的に考慮して発展させなければならない。初めは国家が都市建設に多めに投資しなければならないが、観光で稼げるようになれば都市建設に回すことができる」と述べたことはよく知られている⁴。

表3に示したように、改革開放に転じてから現在に至るまでの中国の観光政策は、以下の四つの段階に分けることができる。

³ 中国国家旅遊局HP「2016年中国旅遊業統計公報」(http://www.cnta.gov.cn/zwgk/lys/201711/t20171108_846343.shtml)。

⁴ 中共中央文獻研究室編『鄧小平年譜1975－1997（上）』（中央文獻出版社、2004年）、465頁。

表3 中国の観光産業政策の変遷

時期区分	政策と動向		特徴
中華民国期	1923	中国近代史上の最初の旅行社 (上海商業儲蓄銀行旅行部)	
	1927	中国旅行社と改名 (本社は上海、国内に22支店)	
	1949	中国人民銀行が中国旅行社を接収	
社会主義の計画経済期 (1949～78)	1949. 12	アモイに華僑服務社 (人民共和国で最初の旅行社)	ソ連・東欧などの社会主義国との外事活動と華僑業務が中心 国内観光では主に労働模範の慰安旅行や「工業は大慶に学べ」、「農業は大寨に学べ」などの見学旅行
	1954. 4	中国国際旅行社の設立	
	1957. 4	北京に華僑服務総社 (1974年に中国旅行社と改名)	
	1964. 3	中共中央外事小組「我国の観光事業の展開に関する報告」	
	1964. 12	中国旅行遊覧事業管理局の設置 (国家旅遊局の前身)	
	1965. 1	中国旅行遊覧事業管理局「第1回観光業務会議に関する報告」を国務院が承認(対外的な影響力の拡大と外貨獲得のために観光業を発展させる方針)	
	1978. 3	国家旅遊事業管理総局の設置 (中国国際旅行社を統合)	
改革開放期 1. 初歩的対外開放段階 (1978～91)	1978. 11	鄧小平が観光産業の発展を促すスピーチ	政治接待型の観光と経済産業型の観光が併存
	1979	深圳、珠海、厦門、スフターを観光開放都市に	
	1979	全国観光業務会議 (「政治接待型」の観光から「経済産業型」の観光への転換を目指す)	
	1980	中国青年旅行社の設立	
	1981. 10	国務院「観光業務の強化に関する決定」(観光業を積極的に発展、分級管理、政企分離)	
	1982	国家旅遊事業管理総局を国家旅遊局と改名 (国際旅行総社を分離)	
	1985. 1	国家旅遊局「当年の観光体制改革の幾つかの問題に関する報告」を国務院が承認(観光を政治接待型から観光資源開発型へ転換)	
	1985. 5	『旅行社管理暫行条例』 (観光産業に関する最初の法規)	
	1985. 12	「全国観光事業発展計画(1986～2000)」を国務院が承認	
	1986. 1	中国旅遊協会の設立 (観光業界最初の全国組織)	
	1988	国務院に国家旅遊事業委員会を設置	
	1988. 8	観光涉外ホテル星級の評定に関する規定の発布(星級評定制度の施行)	
2. 観光産業の市場化への移行段階 (1992～97)	1992	「中国友好観光年」キャンペーン(国家旅遊局、国家民航総局)	第3次産業の担い手としての観光
	1992. 6	中共中央・国務院「第三次産業の発展を速めることに関する決定」(観光業を第3次産業の重点に)	
	1992	国務院、12の国家観光リゾート区の設立設置を承認	
	1993	国家旅遊局「国内観光業を積極的に発展させることに関する意見」(市場の活性化、適正な指導、管理の強化、質の向上)、国家旅行局は国務院直属機構に昇格	
	1994	観光業を国家統計体系に正式に組み込む	
	1995	全国観光標準化技術委員会の設置	
	1996	旅行ガイド等級制度	
	1996. 11	国家旅遊局「旅行社管理条例」	

	1997.	国家旅游局・公安部「中国公民自费出国觀光管理暫行弁法」 (アウトバウンド観光の始まり)	
3. 観光市場規模の 拡大段階 (1998～2008)	1998 1998. 5 1998. 12 1999 2001	中央經濟工作會議、観光・不動産・情報の3つを国民經濟の新たな成長産業に 国家旅行局「観光統計管理弁法」 国家旅游局「中外合弁旅行社試点暫行弁法」 2020年までに“世界の観光強国”にする目標 國務院「観光業の發展をいっそう速めることに関する通知」	国民經濟の成長と産業 構造の転換を担う観光
4. 観光産業の成長 戦略段階 (2009～現在)	2009 2009 2011. 1 2011. 4 2013. 9～10 2013. 10 2014. 2 2015. 1 2015. 1 2015. 3	國務院「旅行社条例」 國務院「観光業の發展を速めることに関する意見」 (国内観光に重点を置き、インバウンド観光に力を入れ、アウトバウンド観光を順次發展させる方針) 邵琪偉・国家旅游局局長、全国旅遊業務會議において「観光統計業務は戦略的支柱産業の建設において、重要な基礎的業務である」と発言 「国内観光受入れ統計体系の改善に関する方案（試行）」の制定 習近平、「一帯一路」構想の提起 「中華人民共和国旅遊法」の施行 新たな「国内観光受入れ統計指標評価弁法」を全国で実施 國務院「観光業の改革發展の促進に関する若干の意見」 “515戰略”(2015～17年観光業發展のための5大目標、10大行動、52措置) 發布 国家發展改革委・外交部・商務部「一帯一路のビジョンと行動」	国民經濟の戦略的支柱 産業としての観光

(出所) 『中国旅遊發展報告(2016)』中国經濟網www.ce.cn 2016/5/9、童碧莎・張輝「新常态下我国旅遊政策
枠架体系創新研究」『北京第二外国学院学报』2015年7期、邵金萍「新中国60年旅游产业发展的回顾与
总结」『经济纵横』, 2009年第12期などに基づき筆者整理。

第1期(1978～91年)は、中国の観光産業の發展の初歩的段階である。この時期には、観光産業は一方では外交活動の重要な構成要素であり、對外開放の窓口でもあった。他方では、観光産業は国が奨励する外貨獲得型産業であり、中国の改革開放初期の外貨不足を補う役割も担っていた。いわば、政治接待型の観光と經濟産業型の観光とが併存していた。

1985年に国家旅游局による観光体制の改革に関する報告が出され、観光産業の市場化への道が開かれた。また、「全国観光事業發展計画(1986～2000)」も國務院の承認を得た。1986年に全国観光産業務會議が開かれ、観光産業を国民經濟社会發展計画の中に組み込むことが決定された。

1988年に観光涉外ホテルの星級評定制度が導入された。国家旅游局または各省・自治区・直轄市の旅遊局の下に各レベルの観光ホテル星級評定委員会が設置された⁵。

改革開放初期の観光政策の特徴は、①観光産業に対する政府の指導を強化し、投資を奨励し、人材を育成する、②観光の外貨獲得機能を發揮させる、③観光関連企業の發展に力を入れる、という三つの方

⁵ 中国旅遊飯店協會HP 1988年9月に發布された「中華人民共和國觀光(涉外)ホテル星級評定規定」(<https://wenku.baidu.com/view/d145ff06cc175527072208b8.html>)によると、全国の三つ星、四つ星、五つ星ホテルの評定は国家旅游局が設置した星級評定委員会に決定権がある。各省・自治区・直轄市の旅遊局が設置した星級評定委員会は一つ星、二つ星ホテルの評定を行ってのち、国家レベルの星級評定委員会に「報告」する。三つ星ホテルは省レベルで評定してのち、国家レベルの「確認」を得なければならない。四つ星、五つ星ホテルについては省レベルの評定委員会は「推薦」できるだけで、決定権は国家レベルの星級評定委員会にある。なお、2009年に星級評定の権限は旅遊局の星級評定委員会から業界団体の旅遊業協會に委譲された(http://www.gov.cn/zwgk/2009-07/27/content_1376144.htm)。

針を示したことにある。

第2期（1992～97年）に入ると、観光産業の市場化への道が開かれた。1992年に「第三次産業の発展を速めることに関する決定」が發布され、観光業は第3次産業の成長の担い手として位置づけられた。

第2期の観光産業政策の特徴は、次の3点にある。

- ① 計画経済型の観光政策から市場経済型の観光政策への転換が始まり、観光産業関連の価格規制が緩和された。
- ② 観光の環境整備に目を向けるようになり、リゾート区や観光都市における道路やトイレなどのハード面の整備、および観光の安全性、苦情処理、標準化などのソフト面での改善を図った。
- ③ 従来のインバウンド（入境）観光に加えて、アウトバウンド（出境）観光と国内観光も観光市場として成長してきた。観光部門を専門に管轄する行政機関としては、1964年に中国の旅行遊覧事業管理局が設置されたのが最初であるが、その後、1982年に国家旅游局と改名され、1993年には国務院直属機構へと昇格した。

第3期（1998～2008年）は、1998年の中央経済業務会議で観光産業を新たな経済成長の担い手として位置づけたことに始まる。2001年12月には国務院「観光産業の発展をいっそう速めることに関する通知」が發布され、中国を「世界の観光強国」にするという目標が掲げられた。

この時期の特徴は、①観光消費による内需拡大、②観光市場の秩序の形成（ぼったくりや押し売りなどの取り締まり等）、③国際標準化への接近、の3点にある。

第4期（2009年～現在）は、2009年12月の国務院「観光産業の発展を速めることに関する意見」（以下、「意見」と略す）の發布によって画される。この「意見」は国内観光の発展に重点を置く方針を示した。その上で、観光産業を「国民経済の戦略的支柱産業」として、また「人民大衆の需要に応える現代サービス業」として育成するという二つの目標を提出している。

2013年に第十二期全人大常務委員会で採択された「旅遊法」（観光法）は、2009年10月から立案・起草・審議・修正の作業を経て成立したものである⁶。「旅遊法」は観光に関する総合法であり、観光客と観光事業経営者との双方の合法的な權益を保護し、統一的な市場ルールを確立することを目指している。

さらに2014年には国務院「観光業の改革発展の促進に関する若干の意見」（以下、「若干の意見」と略す）が發布された。この「若干の意見」は、上掲の2009年の「意見」、2011年の「全国紅色（革命史跡）観光発展規画綱要（2011～15年）」、および2013年の「旅遊法」と「国民観光レジャー綱要（2013～20年）」を踏まえ、実務面での政策をいっそう具体化するように指示したものである。「若干の意見」で新たに盛り込まれた特徴は、「医療健康観光」、「クルーズ観光」、「水上バス、汽船観光」、「自家用車・キャンピングカー観光」、「遊覧飛行観光」、「研修・学習観光」、「老年観光」等の各種の観光形態を挙げて、それらの発展に努めるよう明示したことにある。また、「農村観光による富民プロジェクト」や「中国観光商品のブランド化プロジェクト」の実施、および「全国生態観光発展規画」と「全国観光人材中長期発展規画」の策定などからなる諸方針も提出されている⁷。

近年の観光産業政策を論じる上で、「一帯一路」と観光振興との関連を見逃すことはできない。2013年9月のカザフスタン訪問、10月のインドネシア訪問で習近平主席が「一帯一路」構想を提起したことはよく知られている。2015年3月に国家発展改革委・外交部・商務部は共同で「一帯一路のビジョンと行動」を発表し、その中で観光協力と観光規模の拡大という方針を打ち出した。2017年5月に開かれた「一帯一路」国際シンポジウムにおいて、習近平は「歴史的文化遺産を活用し、シルクロードの特色をもつ観光商品や遺産保護を共同して打ち出していこう」とスピーチしている。

2017年4月には中国、ベラルーシ、ドイツ、カザフスタン、モンゴル、ポーランド、ロシアの7ヵ国でヨーロッパへの列車共同運行協定が調印された。沿線70ヵ国余と相互ビザ免除協定を結び、また14ヵ

⁶ 副局長・杜一力のスピーチ『中国旅遊年鑑』2012年版17頁、2014年版11～13頁。

⁷ 邵琪偉主編『《国務院關於促進旅游业改革發展的若干意見》學習輔導讀本』（中国旅游出版社、2014年）、4頁。

国との間でビザ手続きを簡素化している。同年9月にはUNWTOの第22回全体会議が成都市で挙行された。各国の観光省トップによる「一帯一路」円卓会議も開かれている⁸。中国の観光行政や観光事業が曲がりなりにも国際標準化への道を歩もうとしていることがわかる。

現段階の観光政策の特徴は、次の3点にある。第1に、観光を経済活動あるいは産業とみなす観点を強めるとともに、他方では政治、文化、社会、生態環境に関わる総合的な事業として観光を位置づけるようになった。第2に、観光産業のサービスの質を高め、かつ観光形態を多様化していく方向を示した。生態系の保全や環境保護の重要性を明確に認識し、具体的な措置を講じるようになった。第3に、「一帯一路」構想と観光産業の発展政策とを結びつけることにより、積極的なアジアやヨーロッパとの交流促進を図っている。インバウンド・アウトバウンドの両方向で観光規模が急速に拡大してきた。

2. 観光統計制度の推移

以上に述べたように、改革開放後40年近くを経て、中国の観光産業は量的にも質的にも大きく発展してきた。中国政府も観光が経済、社会、文化、政治などの分野で果たす重要な役割を再認識するようになった。

ここで問題となるのが、観光産業に対する発展政策を立てたり、観光や環境の整備を進めたりするに当たって、観光産業の現状をどう把握するかである。観光客の目的地や消費動向、観光地や宿泊施設の受け入れ状況などを客観的・定量的につかんでおかなければ、実効性のある観光推進政策や観光環境の整備方針を打ち出すことはできない。観光産業の発展にとって、観光統計が必要とされる所以である。

観光産業は国民経済計算体系（SNA）の中で独立した産業部門として区分けされているわけではない。観光は宿泊、飲食、遊覧、レジャー、買物、交通などの多様な分野にまたがる総合的なサービスである。観光産業をどのように定義し、どのように定量化していくかが中国の観光統計の最初の課題となった。

劉曉燕（2016、50ページ）によれば、1980年代の初めに国家旅遊局が国連統計委員会の「観光統計の方法についての提案」に基づいて観光統計に着手したのが中国の観光統計制度の始まりだという⁹。これは国家旅遊局側の説明といえる。

また、劉成相ほか主編の『中国統計年鑑』の使い方に関する解説書によると、中国の観光統計が始まったのは改革開放初期で、最初は国際入境（インバウンド）観光統計のみであったと記されている¹⁰。こちらは国家統計局側の説明であるといえる。中国の観光統計の始まりの時期について、国家統計局と国家旅遊局との説明はだいたい一致している。

中国は1950年代から1980年代前半まで社会主義の計画経済を標榜していた。統計分野における国民経済計算体系も旧ソ連で開発されたMPS（System of Material Product Balances）を1984年まで使用してきた。改革開放政策の導入によって市場経済化が進展してくると、「物的生産部門」のみを対象とするMPS体系では経済の実態を反映しにくくなってくる。

そこで、1984年には国家統計局の内部で、西側と同じように「国民総生産」（GNP）統計に着手することで意見の一致を見ている。その後、国民経済バランス統計司がGNPの試算を行い、1987年に「投入産出表」を作成している。この1987年表は、MPS式にもSNA式にも転換できる独特の構造を有していたが、これを転機に中国はSNA方式へ移行していった¹¹。

SNA方式に移行すれば、「物的生産部門」の付加価値だけでなく、「サービス部門」の付加価値も国民経済計算に算入しなければならない。したがって、旅客輸送、宿泊業、旅行社等の観光サービスも国民

⁸ 中国旅遊研究院『中国出境旅遊発展年度報告2017』（旅遊教育出版社、2017年）、147－149頁。

⁹ 劉曉燕「旅遊統計國際建議及对我國的啓示」（『調研世界』2016年10期）、50頁。

¹⁰ 劉成相・劉科・金兆豊主編『如何使用統計年鑑』（中国統計出版社、2000年）、210頁。

¹¹ 詳しくは小島麗逸編『中国経済統計・経済法解説』（アジア経済研究所、1989年）、および石原享一「中国統計システムの改革」（『アジア経済』1994年8月号）参照。

経済計算にカウントされることになる。ところが、観光産業として独立した産業部門の範囲が確定されているわけではないから、その付加価値の合計を算出するのも簡単ではない。つまり、観光は関連する各種の産業によって形成される総合的サービスであり、その点に観光統計の集計の難しさがある。

中国の観光統計調査制度の体系的な枠組みが示されたのは、1998年5月の国家旅遊局「観光統計管理弁法」の発布においてであった。それによると、観光統計の基本的任務は、観光企業や事業体の経営と業務状況について統計調査、統計分析、データの提供とコンサルティング、統計監督を行うことにある（第2条）。また、国家旅遊局が全国の観光統計業務を統一管理し、中央と地方で分級管理することになっている（第6条）。調査方法としては、計画経済時代にもあった企業・事業体（ホテル・旅行社など）からの定期的な業務報告表のほかに、都市住民・農村住民に対するサンプリング調査、観光分野専門調査を加えた3種類の調査方法を用いることが明記された（第12～14条）。観光分野専門調査とは、観光行政管理部門の非統計機構における職員数、給与、研修、苦情処理、観光区管理などについての調査である。

サンプリング調査について言えば、1993年から国家旅遊局と国家統計局とが合同で国内観光調査に着手したのが最初である。これは、観光関連の行政機関や企業からの定期的な業務報告表に頼っていた従来の観光統計の状況からすれば、画期的な試みであった¹²。1998年には「地方受入れ国内観光客サンプリング調査実施法案」が発布され、観光客側と受入れ側との両方に対してサンプリング調査を行う方針が示された。また、それまでサンプリング調査が行われてこなかった「出境（アウトバウンド）観光消費」についても、国家旅遊局と国家外匯管理局が合同で「中国公民出境観光支出統計調査体系」を制定し、2010年と2011年に北京、上海、広州、深圳、成都でサンプリング調査を試行している。

前掲の劉成相ほか主編¹³によると、『中国統計年鑑』では1997年まで国際観光に関するデータは「対外経済貿易」のセクションの一部として記載されていた。1998年から「宿泊、飲食業および観光」というセクションに移行して掲載されるようになった。この点は『中国統計年鑑』の各年版で筆者も確かめることができた。

現在の『中国統計年鑑』（2017年版）には、①入境（インバウンド）観光統計（観光客数と外貨収入）、②出境（アウトバウンド）観光客数統計、③国内観光統計（観光客数と収入）、の基本的な3項目のデータが載っている。また、『中国旅遊統計年鑑』各年版には、上記の項目（②を除く）のほかに、地方受入れ観光客数、星級ホテル数・経営状況、旅行社受入れ入境観光客数、旅行社事業所数・経営状況についてのデータが掲載されている。

ただし、これらのそれぞれのデータを集計している機関は異なっている。入境観光客数と大陸住民の出境観光客数は公安部边防検査局から提供されるデータに基づく。国内観光客数・収入、旅行社受入れ入境観光客数、星級ホテル数・経営状況、旅行社事業所数・経営状況は国家旅遊局のデータである。入境観光の外貨収入については、1993年以前は国家統計局貿易外経統計司のデータであり、1994年からは国家旅遊局のデータとして発表されている。

データ集計のルートと方法は次のようになっている。入境と出境の観光客数は、各地の边防検査局が管理する出入境登録カードの合計である。旅行社受入れ入境観光客数は、中国国際旅行社、中国旅行社、中国青年旅行社等の各系統の旅行社で受入れた入境観光客数を国家旅遊局が合計する。涉外ホテル数、旅行社事業所数、旅行社従業員数は国家旅遊局と各地方の旅遊局がそれぞれの管轄区域内のデータを集計する。

国際観光（入境）収入のデータ集計の方法は、前述したように1993年以前と1994年以降とで異なっている。1993年までは国家統計局の貿易外経統計司が当時の外貨兌換券の回収額に基づいて推計していた。外貨兌換券は周知のように、二重為替制度の下で、入境した国際観光客の使用に供するために発行され

¹² 杜一力・国家旅遊局副局長の第2期「国内観光受入れ統計体系の改革・改善の試行」会議におけるスピーチ、2012年9月14日。

¹³ 前掲、劉成相・劉科・金兆豊主編『如何使用統計年鑑』、211頁。

ていた紙幣である。1993年末に外貨兌換券の新規発行は停止された。1994年から国際観光収入は、国家旅遊局と各地方の旅遊局が国家統計局の都市サンプリング調査隊に委託し、そこで得られたデータに基づいて推計するようになった（表4参照）。このサンプリング調査は入境してきた国際観光客に対して、年1回、観光シーズンを避けた平常期に行われている。

表4 インバウンド宿泊観光客数と外貨収入の世界ランク

年	インバウンド延べ宿泊 観光客数（万人泊）	国際観光（外貨）収入 （億ドル）		
		世界ランク	世界ランク	
1978	71.60	—	2.63	—
1980	350.00	18	6.17	34
1990	1048.40	11	22.18	25
1993	1898.20	7	46.83	15
1994	2107.00	6	73.23	10
2000	3122.88	5	162.24	7
2010	5566.45	3	458.14	4
2013	5568.59	4	516.64	
2014	5562.20	n.a.	1053.80 ^b (569.13)	n.a.
2015	5688.57	4	1136.50	2

（出所） UNWTOデータ。『中国旅遊統計年鑑』2016年版、10～11頁。

【注】 a. 1994年に外貨収入の統計方法の変更があったので、それ以前との比較はできない。

b. 2014年と2015年のインバウンド観光（外貨）収入は、滞在期間3～12ヵ月のインバウンド観光客の消費と短期滞在のインバウンド観光客の消費を含んでいるので、それ以前との比較はできない（『中国統計年鑑』2016年版、587頁）。『中国統計年鑑』2016年版では、2014年のデータは569.13億ドルとなっている。2015年のデータは『中国旅遊年間』も『中国統計年鑑』も同じく1136.50億ドルである。

インバウンド観光客数について、『中国統計年鑑』の2006年版以前には「沿岸に逗留して宿泊しない者は除く」と記載されていた。ところが、2007～2012年版からはその記述が消えた。2013年版以降になると、「インバウンド宿泊観光客とインバウンド日帰り観光客を含む」と記載されるようになった。

2006年版の『中国統計年鑑』には、実際にはインバウンド観光客数とインバウンド宿泊観光客数の両方のデータが載っている。たとえば、2000年のインバウンド観光客数は8344万人で、そのうちインバウンド宿泊観光客数は3124万人である。前掲の表1と照合してみると、歴年のインバウンド観光客数は解説がどうあれ、宿泊観光客と日帰り観光客の両方を含んでいると推察される。

統計の範囲についても中国独自の基準がある。公安部の統計による入境観光客数と出境観光客数の中には、部長級（日本の大臣クラス）以上とその団員の出入境は統計対象から除外されている。

国際観光収入は国家旅遊局と各地方の旅遊局がそれぞれサンプリング調査のデータに基づいて推計するので、各地方の和と全国の総計とは一致しない。また、旅行社受入れインバウンド観光客数は各地方ごとに集計される。そのため、インバウンド観光客数には大量の重複があり、各地方のデータを合計して全国データとすることはできない¹⁴。

旅遊局系統が集計する涉外ホテルや旅行社は正規に登録されたものだけが統計対象となる。ホテルや旅行社のうち、未登録のものや営業許可を得ていないものは除外されている。

国内観光客の人数と収入は、国家旅遊局と各地方の旅遊局が国家統計局のサンプリング調査隊に委託し、そこで得られたデータから推計している。サンプリング調査は都市住民に対しては4半期ごとに、

¹⁴ 前掲、劉成相・劉科・金兆豊主編『如何使用統計年鑑』、213頁。

また農村住民に対しては年1回行われる。

前掲の劉成相ほか主編¹⁵によると、『中国統計年鑑』では国内観光客の人数と収入は、大陸の住民と常住1年以上の外国人（華僑、香港・マカオ・台湾住民を含む）が少なくとも1昼夜以上、6か月未満滞在した人数であり、それらの人たちが国内観光に支出した費用の累計として得られることになっている。

ところが、本稿の表2に示したように国内観光客数は宿泊客と日帰り観光客（10km以上、6～24時間）との両方を含んでいる。『中国統計年鑑』の各年版をたどってみると、2006年版までは、国内観光客は「少なくとも一泊し、最も長くとも6ヵ月を超えない」という解説が確認できた。2007年版以降はそういう記述が消え、「国内観光客が毎回、観光に出かける度に1人と述べ数を統計する」と説明されるようになった。これだけでも時系列比較の難しいことが分かる。

以上に見たように、中国の観光統計は制度的にいくつかの変遷があり、集計ルートや方法・範囲についても整備の途上にあるといえよう。

3. 観光統計の産業分類と統計指標

2013年に「旅遊法」が採択され、さらに2014年には国務院「観光産業の改革発展の促進に関する若干の意見」が発布されたことは既に述べた。これらの政策は観光産業の持続可能な発展に向けて、より実効性のある政策措置を講じていこうとするものであった。実務面での政策を具体化していくには、現状を定量的に把握する手段としての観光統計の整備が欠かせない。

このような動きを受けて、国家旅遊局は中国の観光統計と国際標準との接合を図るために、2014年2月に「国内観光受入れ統計指標評価弁法」を発布して、「宿泊観光客統計指標」を最も中心的な指標として採用することを決定した。

また、国家統計局の側にも観光統計の整備に向けた動きがあり、2015年7月「観光および関連産業の国家統計分類（2015）」（以下、「観光産業分類」と略す）を発布している（表5参照）。

表5 中国の「観光統計の産業分類」（2015）

部門	大分類	中分類	小分類
10観光産業	11旅行移動	111旅行鉄道輸送	鉄道旅客輸送、旅客列車駅
		112旅行道路輸送	都市旅行公共交通サービス、道路旅客輸送
		113旅行水上輸送	水上旅客輸送、客運港
		114旅行空路輸送	航空旅客輸送、一般航空旅行サービス空港、空路交通管理
		115その他旅行移動サービス	チケット代理購入、観光交通手段レンタル
	12宿泊	121一般宿泊	ホテル、一般旅館、その他宿泊
		122保養宿泊	同左
	13観光飲食	131観光通常食	同左
		132観光ファーストフード	同左
		133観光飲料	同左
		134観光軽食喫茶	同左
		135観光飲食宅配	同左
	14観光遊覧	141公園・景勝区遊覧	公園管理、遊覧景勝区管理、生態観光遊覧、遊園地
		142その他観光遊覧	文物・文化遺産保護、博物館、宗教施設観光、烈士陵园・記念館、観光展覧会、農業観光
	15観光買物	151旅行用具・燃料購入	同左
		152観光商品購入	同左

¹⁵ 同上、213頁。

	16観光娯楽	161観光文化娯楽	演劇・演芸、劇場ホール、室内娯楽サービス、写真・撮影
		162健康・スポーツ	体育館、健康・スポーツサービス
		163保養	温泉・浴場、美容・保健サービス、その他保養サービス
	17観光総合サービス	171旅行社・関連サービス	旅行社サービス、観光管理サービス、その他旅行社関連サービス
		172その他観光総合サービス	観光活動企画サービス、観光サイト運営サービス、観光企業管理サービス
20観光関連産業	21観光補助サービス	211観光客移動補助サービス	旅客鉄道旅行補助サービス、旅客道路旅行補助サービス、旅客水上旅行補助サービス、旅客航空旅行補助サービス、旅客荷物搬送
		212観光金融サービス	観光関連銀行サービス、旅行人身保険、旅行財産保険、その他観光金融サービス
		213観光教育サービス	観光中等職業教育、観光高等教育、観光産業人材養成研修
		214その他観光補助サービス	観光保安サービス、観光通訳サービス、観光娯楽用品・設備レンタル、観光日用品レンタル、観光広告サービス
	22政府観光管理サービス	221政府観光事務管理	同左
		222渉外観光事務管理	同左

（出所） 中国国家统计局「国家旅遊及相關産業統計分類」（2015）。

「観光産業分類」の制定の経緯については、その前文で次のように説明されている。本分類が制定されたのは観光産業の発展を速め、観光および関連産業の統計範囲を科学的に画定し、法律に則って観光統計調査を行うためである。その際、「中華人民共和国統計法」と国务院「観光産業の改革発展の促進に関する若干の意見」（2014）に依拠し、「国民経済産業分類」（GB/T4754-2011）を基礎としたことが明記されている。さらに、作成原則のところでは、「若干の意見」や「国民経済産業分類」のほかに、「国際標準を参考にした」と記されている。この場合の国際標準とは、UNWTOが編纂した「2008年国際観光統計についての提案」中にある観光産業の定義と分類のことである。

中国の「観光産業分類」によると、「観光」とは「観光客の活動、すなわち観光客の移動、宿泊、飲食、遊覧、買物、娯楽等の活動」を指す。「観光客」とは、「遊覧観光、レジャー・娯楽、親族や友人への訪問、文化・スポーツ、健康医療、短期教育（研修）、宗教施設参拝、公務・ビジネス等を目的として、住み慣れた土地を離れてから1年未満にある旅行者」と定義される。

観光産業は大きく2つの部門に分類される。一つは「観光業」であり、観光客に対して直接に移動、宿泊、飲食、遊覧、買い物、娯楽、旅行者などのサービス活動を提供するものである。もう一つは、「観光関連産業」であり、観光客の移動にかかわる補助サービス（たとえば鉄道設備の管理・補修、道路・停留所・高速料金所の管理・補修、空港の電力管理や飛行機の補修・安全チェックなど）、観光関連の金融（たとえば旅行ローン、消費金融、旅行保険など）、観光教育サービス（たとえば観光関連の専門学校・大学教育・企業研修など）、その他観光補助サービス（たとえば警備保障、通訳、レジャー・観光用品のレンタル、広告など）、および政府の観光管理サービス（たとえば中央・地方政府の観光行政事務・管理、観光ビザ・パスポートの発給など）が含まれる。

第1部門の「観光産業」は、7大分類、21中分類、48小分類からなる。第2部門の「観光関連産業」は、2大分類、6中分類、19小分類からなる。詳しくは、表2を参照されたい。

さらに、観光統計制度を体系化するために、国家旅遊局は国家统计局の承認を経て、2015年12月に「観光統計調査制度」を制定した。その中には、基層統計報告表として、①観光関連事業所基本状況、②旅

行社受入れ入境観光状況、③旅行社手配国内観光状況、④旅行社手配出境観光状況、⑤旅行社財務状況、の5つが含まれている。

「観光統計調査制度」の付表として、これらの報告書の作成にあたって用いられる観光統計用語の基本的定義と主要指標についての解説が添付されている。主要指標の解説は全部で65項目にわたる。そのうち、「宿泊国内観光客」は居住地外で少なくとも1泊し、長くとも12ヵ月を超えないと定義されている。また、「日帰り国内観光客」は居住地から10km以上離れ、6時間より長く、24時間より短い観光を指す。

II 中国の観光統計の方法についての検討

1. 国家旅游局と国家統計局のデータの違い

2015年12月17日、国家統計局は2014年の全国観光および関連産業の付加価値額を初めて発表した。それによると、対前年比11.5%増の2兆7524億元に達し、GDPの4.33%を占めているという¹⁶。これに対し、数日後の同年12月21日、国家旅游局は「2014年中国観光業統計公報」を発表し、観光業の総収入は3.73兆元であると発表した。その上で、全国観光業のGDPに対する寄与率は10.39%で、6.61兆元であると発表した¹⁷。

さらに翌年の2016年5月19日、国家旅游局は2014年の観光業の総合付加価値を6.63兆元（GDPの10.43%）に修正し、直接付加価値は4.66兆元（GDPの7.3%）、間接付加価値は1.97兆元（GDPの3.1%）であると再発表した^{18 19}。片やGDPの4.33%、片やGDPの10.43%と、観光業のGDPに対する寄与率が国家統計局と国家旅游局とで大きく異なった数値が発表されたことになる。

張輝らの論文²⁰は2つの官庁による異なった観光統計データの発表について、次のような問題点があると指摘している。

第1に、統計制度が完全ではなく、また各官庁間の協調も欠けている。2014年2月に国家旅游局は「宿泊観光客」統計指標を中心に据えた「国内観光受入れ統計指標評価弁法」を採用し、観光統計の国際基準との接合を図ろうとした。それに対し、国家統計局は2015年7月に「観光および関連産業の国家統計分類（2015）」を發布して、観光統計の対象範囲を画定しようとした。張輝らによれば、それぞれの官庁が独自の統計基準を制定し、互いに調整することもない。また、観光統計機構の設置もバランスが取れておらず、人員も足りていないという。

第2に、統計指標体系が未整備で、国家旅游局と国家統計局とで統計基準が異なっている。この点については、『中国青年報』の記事²¹にも同様の指摘が見られる。それによると、国家統計局のデータは国家統計局「観光および関連産業の国家統計分類（2015）」と「観光および関連産業の付加価値計算方法」に基づいて、観光および関連産業の付加価値を計算したものである。いわば「最終結果」であり、「土標準」（自国基準）である。他方、国家旅游局のデータはUNWTOの2008年TSA（Tourism Satellite Accounts）に依拠しており、国際・国内観光客に対するサンプリング調査と投入産出分析に基づき、GDPに対する総合的貢献を計算したものであり、いわば「洋規矩」（外国基準）である。

第3に、地方レベルの観光統計業務のやり方が緻密ではない。国家統計局は主にサンプリング調査の方法を採用している。しかし、サンプリングの回数が少ない、調査地の選定が便宜的である、季節性の

¹⁶ 中国国家統計局HP「2014年全国旅游及相关产业增加值占国内生产总值的比重为4.33%」（http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201512/t20151217_1291380.html）。

¹⁷ 中国国家旅游局HP「2014年中国旅游業統計公報」（http://www.cnta.gov.cn/xxfb/jdxwnew2/201512/t20151221_755402.shtml）。

¹⁸ 中国経済網HP「五大作用反映旅遊産業綜合貢獻」（http://travel.ce.cn/gdtj/201605/19/t20160519_3840776.shtml）。

¹⁹ 王興斌「為北京・上海旅遊産業GDP數字理性點贊」『搜狐旅遊』2016/7/9（http://www.sohu.com/a/102854931_109002）。

²⁰ 張輝・範容廷・赫玉玮「中国旅遊統計問題与改革方向」（『旅遊學刊』2016年4期）、11－13頁。

²¹ 「旅遊統計數拋打架說明什麼」（『中国青年報』2015年12月24日）。

データの変化に対応していない、サンプリング調査の内容が一面的である、などの欠点がみられる。それに対して、国家旅遊局は祝休日観光のデータ集計においては一定の継続性と一貫性がある。しかし、地方幹部の政治的業績と観光統計データとが関連付けられているためにデータを誇大化しようとする傾向がみられる。「虚報」(虚偽の報告)、「謊報」(でたらめな報告)、「錯報」(間違った報告)が少なくない。また、省や市のレベルの観光統計は行政区域ごとに集計されるため、行政区域を越えた観光活動は重複してカウントされがちである。

社会科学院財經戰略研究院旅遊研究室的戴学鋒は、別の観点から国家旅遊局と国家統計局の発表データの違いについて論じている²²。

戴学鋒によると、両局の観光業付加価値総額の違いはそれぞれが採用した統計方法の違いに由来するものであって、元々の依拠したデータに違いはない。すなわち、GDPは①付加価値の発生としての「生産面」からの把握、②各生産要素に分配された後の「所得面(分配面)」からの把握、③最終生産物への「支出面」からの把握、という3つの集計方法があるように、観光業の付加価値も3つの側面から把握する方法がある。GDPは理論上は「三面等価の原則」があるが、実際の付加価値の集計では計算方法による誤差が生じるのは避けられない。結局のところ、統計局は所得分配の面から計算する「所得法」を採用し、旅遊局は消費支出の面から計算する「支出法」を採用したため、観光業の付加価値の合計額に違いが生まれたというのである。

もうすこし詳しく戴学鋒の説を紹介しておこう。

1986年に北京旅遊事業管理局(北京市旅遊局の前身)が全国に先駆けて、地区内の国際旅遊収入統計を実施した。当時はインバウンド観光客の消費は厳しく管理されており、外貨兌換券(1979~95年に流通)でなければ買物ができなかった。従って、インバウンド観光客を受入れているホテル、旅館、観光地、商店などの企業や事業体の外貨収入を集計するだけで済んだ。これも「所得法」の一種で、北京の観光外貨収入統計は比較的正確であった。

その後、国内観光が盛んになると、人民元による観光収入が増えてきた。また、外貨兌換券も廃止されることが決まった。そこで、1994年から「支出法」による観光収入の統計が行われるようになった。具体的には、サンプリング調査によって、観光客の1人当たり消費額を推定し、それに観光客の人数を乗じて、年間の観光客の消費総額を算出する。それが中国の「観光収入」とされた。

上記の「支出法」で算出された1994年の観光外貨収入は73.23億ドルであった。1991~93年の観光外貨収入は28.45億ドル、39.47億ドル、46.83億ドルであったから、1994年に一気に56%も伸びたことになる。戴学鋒によると、73.23億ドルは「所得法」で得た数値より25%も大きかった。

このような大きな差が生じる理由にはサンプリング調査の持つ問題もある。アンケート調査の回答には、観光関連の消費額の中に、カメラなどの買い置きした商品が含まれていたり、統計区域外で行われた消費が入ったり、インバウンド観光客が外国の航空会社から購入したチケット代などが含まれていたりすることが往々にしてある。「支出法」で算出した観光収入の額が過大になる所以である。

中国では2006年に、国家旅遊局と国家統計局が共同で「中国国家レベル観光サテライト勘定」の研究と作成作業に着手した。これには、国連統計局が2000年にUNWTOの「観光サテライト勘定」(TSA)を批准し、さらにUNWTOやOECDがカナダで開いた国際会議でTSAを国際標準と認めたなどの状況が背景としてあった。

両局の共同作業の結果、2004年の観光業の付加価値は6470億元であり、GDPの4.05%を占め、第3次産業付加価値の10.0%を占めると発表された。これが中国で正式に「所得法」で観光業の付加価値を計算した最初である。

他方で、国家旅遊局は『2004年中国観光統計公報』において、2004年の中国の「観光業総収入」は6840

²² 戴学鋒「浅談国家統計局和国家旅遊局兩組旅遊統計数字」(『旅遊月刊』2016年3期)、9-11頁。

億円で、GDPの5.01%に相当すると発表した。ここで、「所得法」の「観光業付加価値」の額と「支出法」の「観光業総収入」の額は同じもので、その計算法による誤差は5.7%に過ぎなかったことが分かる²³。

2015年、国务院31号文件に基づいて、観光業の国民経済に対する寄与率を計算するために、国家発展改革委・国家統計局・国家旅遊局の3つの官庁が共同して2014年の観光業収入を集計することになった。まず最初に、「観光および関連産業の国家統計分類（2015）」（前掲、表5）が確定された。次に、サンプリング調査を通じて、各産業分類における観光収入の比率が確定された。最終的に、2014年の観光および関連産業の付加価値は国家統計局が発表したように、2.7524兆元と算定された。

以上の説明から、戴学鋒は旅遊局の数値3.73兆元と統計局の数値2.7524兆元とは統計方法の違いに由来するもので、互いに対立するわけではないとした上で、両者の差が35.52%と大きすぎるのは問題だと指摘している。また、国家旅遊局の提示した観光業の総合寄与6.61兆元はその他の産業への波及効果を含んでいるが、直接的寄与（乗数効果）のほかに、間接的寄与までも含めていることが数値の過大化をもたらしているという。最後に、戴学鋒は国家統計局の「所得法」のほうが正道だと評価した上で、国家統計局が2013年と2014年の観光業付加価値の額を公表しただけに終わっていることを問題視している²⁴。

ところで、観光産業の国民経済への貢献について、国家旅遊局の数値が大きくなるのには「支出法」を採用しているという理由もあるが、職員の数や予算の額を大きくしたいという官僚機構特有の誘因もあるのではないか。国家旅遊局は職員定数が153名（そのうち、局長1名、副局長4名、正・副司長28名）で、2016年予算の支出額は6.8億元である。

それに対し、国家統計局は職員定数327名（そのうち、局長1名、副局長4名、正・副司長51名）で、2016年予算の支出額は56.1億元と国家旅遊局の約8倍になる。さらに、国家統計局はその出先機関である各級の調査隊に対して垂直管理を行っている。国家統計局は省レベルの調査総隊に省より下の各級の調査隊を管理する権限を与えている。各級の調査隊は31の調査総隊（省・自治区・直轄市の調査総隊と新疆生産建設兵団調査総隊）、15の都市（副省レベル）調査隊、318の市（地区、州、盟）調査隊、887の県（市、区、旗）調査隊からなり、多くの人員を抱える。

他の官庁に比べ、歴史の浅い弱小官庁である旅遊局が、自らの管轄する観光業界の規模を大きく見せたいのは当然と言えば当然である。

2. サンプリング調査の問題点

観光統計のデータ集計はサンプリング調査に大きく依拠している。とくに観光客の観光支出額は国内観光か国際観光（インバウンドとアウトバウンド）にかかわらず、観光地や空港・海港におけるサンプリング調査の結果に基づいて全体額を推計するしかない。また、観光客数は中国では、ホテル・旅館の定期報告表や出入国管理統計によってある程度把握する条件が整っている。だが、それでも以下のような指標を推計するには、サンプリング調査によるデータを用いなければならない。

ホテル・旅館に宿泊する観光客数

＝ホテル・旅館の宿泊者数×宿泊者に占める観光客の比率

親戚・友人宅に宿泊する観光客数

＝観光地受入れ総人数×親戚・友人宅に宿泊する観光客の比率/親戚・友人宅に宿泊した観光客の訪れる観光地数の平均

日帰り観光客数

＝観光地受入れ総人数×日帰り観光客の比率/日帰り観光客の訪れる観光地数の平均

²³ 同上、9－10頁。

²⁴ 同上、11頁。

上記の3つの指標を推計する際、ホテル・旅館の宿泊者数と観光地受入れ総人数は各関連行政機関に定期的に報告されるデータに基づいて得られる。しかし、観光客の比率と観光客の訪れる観光地数の平均は、ホテル・旅館と観光地におけるサンプリング調査を利用して推計される。

このようにサンプリング調査は観光統計において重要な役割を担っているが、中国では次のような問題点が残っている²⁵。

第1に、観光客数が不正確である。なぜなら、政府が当該管轄区域のすべてのホテル・旅館や観光地のデータを掌握するのは困難だからである。たとえば、一部には未登録の招待所、小型旅館、ビジネスホテル、リゾート村、民宿や観光施設などあって統計の集計対象から除外されるので、ホテル・旅館の宿泊者数や観光地受入れ総人数は実際より少なくカウントされる。また、観光地と非観光地との境界をどこに置くかも明確ではない。

第2に、統計手法が現実に合わせておらず、しかも非効率的である。たとえば、公園などの開放式観光地の受入れ人数は「定時定点」（時間と場所が一定）で調査するのが一般的である。時間と人力を大量に費やすにもかかわらず、必ずしもデータの質が保証されていない。

第3に、国家レベルのサンプリング調査と地方レベルのサンプリング調査とでは調査手法と集計ルートに違いがある²⁶。国家レベルでは、1993年から国家旅遊局が国家統計局の都市サンプリング調査隊に委託して都市住民に対するアンケート調査を行うようになった。40都市の1万人余の都市住民に対し、半年ごとに1回、電話によって聞き取りをした。1997年からは国家旅遊局が国家統計局の農村サンプリング調査隊に委託して、農村住民1万世帯に対するアンケート調査も行うようになった。こちらは1年1回で、同じく電話による聞き取りである。

地方レベルでは、1999年から各地方の旅遊局と統計局とが共同でサンプリング調査を行うことになった。これは、1999年に国家旅遊局と国家統計局とが共同で発布した「観光調査制度」に基づき、各省・自治区・直轄市に対し、「地方受入れ国内観光客サンプリング調査方案」の採用を促したからである。観光客に対する統計調査としては、観光宿泊施設調査を主とし、観光地調査で補充するものであった。サンプリング調査の母集団に対する比率は1万分の3以上とされた。

地方レベルのサンプリング調査は、観光行動が発生した時点でのデータ収集を重視しており、直接に観光客から聞き取りをしようという方針もはっきりしている。しかし、1年に1回の調査もあれば、半年や四半期に1回の調査もありで、地方によってまちまちであるという不統一もみられる。

以上にみたように、国家レベルと地方レベルではサンプリング調査の方法が異なっている。そのため、2011年のデータをみると、各省レベルの観光客数や観光収入を合計した和はそれぞれ国家レベルの全国データの2.2倍と2.7倍になっている。つまり地方レベルのデータを合計して全国統計とすることはできない（「縦向不可加」）。

それと同時に、各地方間の比較をすることもできない（「横向不可比」）。なぜなら、宿泊施設、観光地、旅行社の規格と範囲が統一されていないからである。観光客数の代わりに交通機関の乗客数を使っている地方もある。4つの直轄市の旅遊局には、観光統計の新しい規格と範囲を自由に設定することが認められている。また、サンプリング調査の調査回数も統一されていない。「地方受入れ国内観光客サンプリング調査方案」によると、1年ごと、半年ごと、四半期ごとのどれにするかはそれぞれの地方に任されている²⁷。

²⁵ 王維「大数拋結合小調査—旅遊統計の新思路」（『統計与管理』2017年3期）、12頁。

²⁶ 王晶「我国旅遊經濟統計核算方法現狀及問題分析」（『中国郷鎮企業會計』2013年第2期）、95—96頁、およびTourist Receptionサイト：KCHANCE旅遊規画設計諮詢機構（<http://www.kchance.com/LandingPage/TouristReception/>）。

²⁷ 同Tourist Receptionサイト：KCHANCE旅遊規画設計諮詢機構（<http://www.kchance.com/LandingPage/TouristReception/>）。

3. 調査現場における困難

国家レベルの統計にしろ、各地方の統計にしろ、実際のデータの集計は現場の係員によって行われる。調査現場では具体的にはどのような形でデータが集められているか、有名な景勝地である浙江省杭州市の西湖景区における観光客数統計を見てみよう。

西湖では1979年に入場者数統計を開始している。この段階では、入場券の販売枚数をカウントするだけだから問題はなかった。ところが、2002年から杭州市は「湖を民に還す、景観を民に還す」の方針の下に、西湖周辺の景勝地の一部を無料開放することにした。従来のように入場券の販売枚数をカウントするわけにはいかないので、2004年から西湖景区の観光客総数の推計を行わねばならなくなった。

現在の西湖景区の調査点は大きく2つの種類に分けられる。1つは入場料を徴収する景勝地で、18ヵ所ある。もう1つは、ゴールデンウィーク期の無料景勝地および博物館調査点で、合計30ヵ所ある。

これらの調査点のうち、入場料を徴収する景勝地では、基本的に記帳の形式を採っている。たとえば、入園料を徴収する公園では、入場券販売数、ICカード入場者数、無料優待者数などに分けて記帳されている。

それに対し、無料で入場できる景勝地の観光客数はサンプリング調査によって集計される。たとえば、無料の景勝地では2～3ヵ所の入り口を調査点として設定し、5分調査した結果を12倍して1時間の入場者数とし、さらに1日8時間として8倍して1日の入場者数とする。

このような西湖景区における調査方法がかかえる問題として、次の3点が指摘されている²⁸。

第1に、観光客と非観光客との区別が困難である。

第2に、技術的な制約がある。西湖景区の公園入場料を徴収するために、1996年に31万枚のタッチ式ICカードを発売した。2007年には非タッチ式のICカードを新たに導入した。2008年に無料で非タッチ式ICカードへの転換を行うことにした。しかし、2010年になっても、15万枚余りのタッチ式カードが残ったままであり、集計上の不便をきたしている。

第3に、入場券売り場を担当する係員の高齢化の問題がある。銭江管理处には、虎跑、大和塔、六和登塔、雲栖の4つの景勝地がある。入場券売り場には47人の係員がいるが、財務と統計の仕事を兼務している。40歳以上が25人を占め、高校卒以下が37人で、大学・高専卒は少なく、業務負担の増加や高度化に対応できていない。

以上の西湖景区の例からも知られるように、調査現場ではさまざまな具体的問題をかかえており、観光客数統計だけでも正確に把握するのは容易なことではない。

4. 水増し統計の可能性

これまでのところで、観光統計には統計範囲や統計方法をめぐる問題、あるいはサンプリング調査や調査現場における問題などがあり、統計データの正確さを達成するのは容易ではないことを見てきた。

さらに中国の観光統計で懸念される問題の1つに水増し統計の可能性がある。李迅雷・海通証券首席エコノミストは国家旅遊局の発表した国内観光収入について不信感を隠さない。李迅雷によると、2015年の国内観光総収入（すなわち国内観光総支出—前掲表2参照）は3.4兆元と発表されているが、実際には1.49兆元くらいではないかと疑念を呈している。その理由は、ビジネス・観光用の交通費用8715億元（国内航空運賃収入3199億元、鉄道運賃収入2340億元、観光バス運賃収入推計1675億元、自家用車燃料費・道路交通費支出推計1500億元の合計）、ホテル・景勝地・観光地の消費7700億元（ホテル収入3200億元、景勝地・観光地入場料収入1500億元、目的地消費推計3000億元の合計）の2つの和から、インバウンド観光客消費推計1500億元（国家旅遊局統計では569億ドルとなっている）を差し引くと、国内観光収入は1.49兆元にしかならないからだという²⁹。

²⁸ 虞红萍「浅談如何加强旅遊統計基礎建設」（『統計科学与实践』2015年5期）、47—48頁。

²⁹ 和讯網財經HP 2016/2/18 (<http://opinion.hexun.com/2016-02-18/182312701.html>)。

また、李迅雷は国家旅遊局統計の2014年アウトバウンド観光客数1億人についても問題があると指摘している。アウトバウンド観光客数の30%は香港・マカオ・台湾への日帰り（粉ミルクの買付を目的とする「粉ミルク党」）だというのである。

国家旅遊局の観光統計のつじつまが合わないところには筆者も出くわした。中国旅遊研究院『中国出境旅遊発展年度報告2017』³⁰に掲載されたデータによると、2016年のアウトバウンド観光客1.22億人のうち、外国へ出国したのは3812.67万人（31%）であり、香港・マカオ・台湾へ行ったのは8390.13万人（69%）である。目的地別のアウトバウンド観光客の構成をみると、香港・マカオ・台湾以外のアジアの国・地域は3863.87万人で74.8%、ヨーロッパ9.9%、北米・南米7.7%であるという。そうであれば、香港・マカオ・台湾以外へのアウトバウンド観光客の数は5165.6万人になるはずなのだが、前述したように外国への出国者数は3812.67万人と記載されている。

『中国出境旅遊発展年度報告』は2003年から始まり、国家旅遊局の杜江副局長の下で編纂作業が行われてきた。2008年からは国家旅遊局旅遊促進国際合作司が中国旅遊研究院に『中国出境旅遊発展年度報告』の編纂業務を委託するようになった。この年に中国旅遊研究院は国家旅遊局直属の研究機関として成立している。さらに2015年、その付設機構として国家旅遊局データ中心が設置された。国家旅遊局データ中心の下には、省レベルに10ヵ所、重点都市に10ヵ所、県レベルに20ヵ所のデータ中心を設立して、中央から地方まで4級のシステムを構築する計画である³¹。

前掲の報告書中のデータは国家旅遊局データ中心と中国旅遊研究院のサンプリング調査によると記されている³²。2016年のアウトバウンド観光客数1.22億人は、国家統計局のアウトバウンド人数1.3513億人とも、私用アウトバウンド人数1.2850億人とも異なる（表6参照）。国家旅遊局と国家統計局との観光統計作業についての擦り合わせはまだ十分にはなされていないことがわかる。

表6 アウトバウンド人数

年	アウトバウンド人数 (延べ万人)	私用アウトバウンド人数
2011	7025.00	6411.79
2012	8318.17	7705.51
2013	9818.52	9197.08
2014	11659.32	11002.91
2015	12786.00	12172.00
2016	13513.00	12850.00

（出所）『中国統計年鑑』2016年版、587頁、および2017年版、581頁。

水増し統計の可能性は、全国統計のデータと地方統計のデータのつじつまが合わないところからも推察される。王興斌論文によると、（各省・自治区・直轄市の国内観光総収入の和）/（国家旅遊局の全国観光総収入）の比は、2004年2.7倍、2010年2.3倍、2012年1.9倍であるという。このように全国データと地方データの合計とが一致しない理由として、次の3つが指摘される³³。

第1に、「日帰り観光客」が増加したことによる。休養レジャー、医療、ショッピング、会議などを目的とする移動は10km、6時間という基準を超えていれば、みな「日帰り観光客」としてカウントされ

³⁰ 中国旅遊研究院『中国出境旅遊発展年度報告2017』（旅遊教育出版社、2017年）、10－13頁。

³¹ 中国網旅遊新聞HP 2017/7/25「旅遊統計：中国已經成立8個省級地方数拠中心」（http://www.china.com.cn/travel/txt/2017-07/25/content_41281699.htm）。

³² 前掲、『中国出境旅遊発展年度報告2017』、181－182頁。

³³ 王興斌「国内旅遊統計体系為何要以過夜指標為核心」（『中国青年報』2014年2月21日）。

る。たとえば寺社の縁日に行ったり、公園を散歩したりする人たちも含まれている場合がある。

第2に、重複統計がある。観光客数は宿泊施設、景勝地・観光地、旅行社という3種類の集計ルートからデータが得られるので、重複している可能性が高い。また、行政区域を越えた観光客の場合はそれぞれの行政区でカウントされるから、全国でみれば重複集計になる。

第3に、観光産業の発展状況は「政績」（地方幹部の政治的業績）として評価される。観光客受入れ人数と観光収入は地方の観光産業発展の度合いを比較する指標として用いられる。しかも、国内観光の人数や収入は統計局系統ではなく、旅遊局系統が決めることになっている。そのため、「錯報」（間違った報告）、「虚報」（虚偽の報告）、「謊報」（でたらめな報告）が起りやすい。

上記の第3の点について、それを裏付けるような地方政府の文書もある。2016年7月7日に湖南省統計局・湖南省旅遊局は「観光産業の付加価値計算業務をまじめにやり遂げることに関する通知」を發布した。その中には、「GDPに占める観光産業付加価値の比率」という指標を、省委・省政府による「市・州党政指導幹部の業績審査指標体系」に組み込むことが明記されている。地方幹部の業績審査に使われることを前提にした上で、観光産業の付加価値統計をやれという指示である。地方幹部の政治的業績を引き上げるために、観光産業の付加価値額を誇大にするよう示唆していることにならないだろうか。

水増し統計どころか、データを勝手に作った剛の者もある。『中国国内観光サンプリング調査資料2006』の「都市住民国内観光サンプリング調査人数および構成」において、統計表の作成時に技術的ミスで発生した空欄に捏造したデータを書き込んだのである。

表7の第2列の「都市別の職業区分」において、誤って北京の欄に天津のデータを入れてしまった。そのため、ウルムチの欄が空欄になったので、そこに116という根拠のない数値を書き加えたのである³⁴。

表7 都市住民国内観光サンプリング調査人数および構成

	都市別の学歴区分	都市別の職業区分	都市別の世帯月収区分
合 計	14449	14449	14449
北 京	1456	1102	1456
天 津	1102	234	1102
⋮	⋮	⋮	⋮
銀 川	273	197	273
ウルムチ	197	116	197

（出所） 師守祥・郭為「我国旅遊統計数拠評価及開発応用研究」（『旅遊学刊』2010年2期）、20－21頁。

国家旅遊局局長の李金早は2016年12月19日の「全国観光データ業務会議」におけるスピーチで、あらし次のように語っている³⁵。

41年前の1975年、李金早は人民公社の統計員であった。その当時、統計員として集計しなければならない指標は100余を数え、生産や生活の各方面の細部にわたっていた。鶏、あひる、がちょう、豚、卵などと言うまでもなく、甚だしくは革命大批判の文章も統計範囲に含まれていた。田植えも、旬報・月報に分けて定期報告しなければならなかった。8月1日より前に長江流域では田植えを終えよという命令が下されていたため、ある公社では統計業務への熱心さを示そうとするあまり、田植えの実際に進捗具合を見ないで、7月10日より前に田植えの任務が全て完了したと報告して、世間のもの笑いになった。実際には、田植えは終わっておらず、統計報告表の上で終わったことにされただけである。

同じ日に開かれた国家旅遊局主催の「全国観光業務会議」（李金早局長出席、杜江副局长司会）でも、全国観光統計の制度化、規範化、科学化、迅速化、情報化を加速するよう指示が出された。

³⁴ 師守祥・郭為「我国旅遊統計数拠評価及開發應用研究」（『旅遊學刊』2010年2期）、20－21頁。

³⁵ 搜狐旅遊HP「李金早：如何建設和發展我國旅遊統計體系」（http://www.sohu.com/a/125837379_124717）。

III 国際基準との比較

1. 日本の観光統計制度

これまでのところで、中国の観光統計制度と方法、およびそれらが抱える問題点について検討してきた。本節では、中国の観光統計と国際基準との比較をしてみたい。

まず、日本の観光統計の制度と方法はどうか、その概要をつかんでおこう。

日本の国交省観光庁が実施している観光統計調査には、以下の4種類がある。

① 旅行・観光消費動向調査

日本に居住する日本国民を対象とし、住民基本台帳から層化二段方式でサンプルを抽出し、郵送方式で調査票を送る。2万5000人が調査対象となる。旅行・観光消費動向調査は全国規模で旅行の実態を把握するために、観光庁が実施している。「旅行」とは、「出かけた先における活動内容に関わらず、日常生活圏を離れたところに出掛けること」をいう（『日本統計年鑑』の用語解説）。

② 宿泊旅行統計調査

従業員10人以上のすべての宿泊施設に郵送方式で調査票を送る。従業員5～9人の宿泊施設は3分の1を抽出し、従業員4人以下は9分の1を抽出する。宿泊旅行統計調査は宿泊旅行の全国規模の実態等を把握し、観光行政の基礎資料とするために、観光庁が実施している。ホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などを対象とする。

③ 訪日外国人消費調査

11の空港や海港の出発ゲートにおいて対面調査を行う。

④ 観光地域経済調査

904地域の観光関連産業事業所に対し、観光売上比率などについて郵送方式で調査票を送る。

都道府県レベルでは、各自治体が「共通基準に基づく観光入込客統計」を実施している。年間入込客が1万人以上の観光地点で入込客数を積算することによってデータを得る。また、観光地点で観光客に対し、平均訪問地点数、費目別観光消費額、旅行目的、日帰りか宿泊かなどについて対面調査を行う。

独立行政法人の国際観光振興機構は通称、日本政府観光局（JNTO）と呼ばれている。JNTOが発表する訪日外国人数や日本人の海外旅行者数は法務省の出入国管理局から得たデータによって推計される。これは国としての統計調査ではない³⁶。

次に、『日本統計年鑑』で観光統計がどのように扱われているかを見よう。同年鑑の第13章が運輸・観光のセクションになっており、その中に以下の4つの統計指標が記載されている。

① 国籍別訪日外客数：JNTO「日本の観光統計」から（前述したように、法務省出入国管理統計に基づいてJNTOが算出したもの）。

入国外国人旅行者＝（外国人正規入国者）－（日本永住外国人）－（第三国に向かう一時上陸客）

外国人観光客とは、短期滞在の入国者から商用客を引いた入国外国人と定義される。

親族・友人の訪問は観光客に入る。

② 主要旅行業者の旅行取扱状況：観光庁「主要旅行業者旅行取扱状況（速報）」から。

主要旅行業者数（社）と総取扱額（海外旅行、外国人旅行、国内旅行に区分）のデータが掲載

³⁶ 以上の日本の観光統計についての概要は、神山裕之（国交省観光企画調整官）「観光統計の整備について」（https://www.hosei.ac.jp/toukei/shuppan/g_shoho42_kamiyama.pdf#search=%27%E8%A6%B3%E5%85%89%E7%B5%B1%E8%A8%88%E3%81%AE%E6%95%B4%E5%82%99%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6++%E7%A5%9E%E5%B1%B1%E8%A3%95%E4%B9%8B%27）に多くを依拠している。

されている。

- ③ 延べ宿泊者数及び客室稼働率：観光庁「宿泊旅行調査」から。

延べ宿泊者数を日本人と外国人とに分けた上で、観光レクリエーション目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設の延べ宿泊者数を掲載している。「観光レクリエーション目的」の中には、帰省、知人訪問、冠婚葬祭への参加も含まれる。

- ④ 居住地別、旅行の種類別の旅行平均回数及び旅行単価：観光庁「旅行・観光消費動向調査」から。

国内旅行と海外旅行に分けられている、国内旅行は宿泊旅行と日帰り旅行の項目に分けられ、さらに観光・レクリエーション目的の小項目が設けられている。海外旅行にも観光・レクリエーション目的の小項目が設けられている。それぞれの項目について旅行平均回数（回/人）と旅行単価（円/人回）のデータが掲載されている。

以上が日本の観光統計の概要である。中国と比較してみると、中国の国家旅遊局が日本の国交省観光庁に相当する。また、政府機関直属と外郭団体という違いはあるが、組織の機能としては中国の旅遊研究院は日本のJNTOに相当するとみてよいのではないかと考えられる。統計手法としては、中国が世帯別の観光消費動向を調査するのに電話で尋ねるのに対し、日本では郵送方式によっている。中国ではインバンド観光客中にビジネス目的の人も含めているが、日本では商用客は除いている。また、日本では、「旅行」と「観光」を区別し、国内旅行と海外旅行のいずれについても観光・レクリエーション目的の欄を別に設けているが、中国ではそういう区分をしていない。

2. UNWTO（国連観光機関）の観光統計体系と中国の観光統計

国際的にみても観光統計の歴史はそれほど長くはない。1937年に国際連盟理事会で、観光統計のために「国際観光客」の定義をどうするかが提案されたことに始まる。1953年になってようやく国連統計委員会で「国際観光客」の概念が画定された。

その後、1978年国連統計委員会が「国際観光統計暫定規則」を發布した。1991年6月にUNWTOとカナダ政府が国際旅行・観光統計会議を開き、国際観光統計の定義と観光活動の分類について検討した。1993年にこの案が国連統計委員会に提案され、「1993年観光統計のための提案」と「1993年観光サテライト勘定（付属勘定）」として採択された。

2008年には1993年規定が改訂され、「2008年国際観光統計のための提案」と「2008年観光サテライト勘定——方法と枠組みの提案」が發布された。とくに「観光サテライト勘定」は1970年代後半からの努力の結果であった。1970年代末からフランスが「サテライト勘定」を国民経済計算体系の中に組み込むよう求めていた³⁷。1982年には、UNWTOはスペイン国家統計局に対し、観光業をいかに国民経済計算に組み込むかの研究を委託している。UNWTOの観光統計体系は、図1を参照されたい。

³⁷ 観光サテライト勘定は、観光という特定の分野の活動を分析するための「機能指向型勘定」で、歴史的にフランスが先行して開発してきた（大住荘四郎『入門SNA—国民経済計算で読む日本経済』日本評論社、1997年、219頁）。

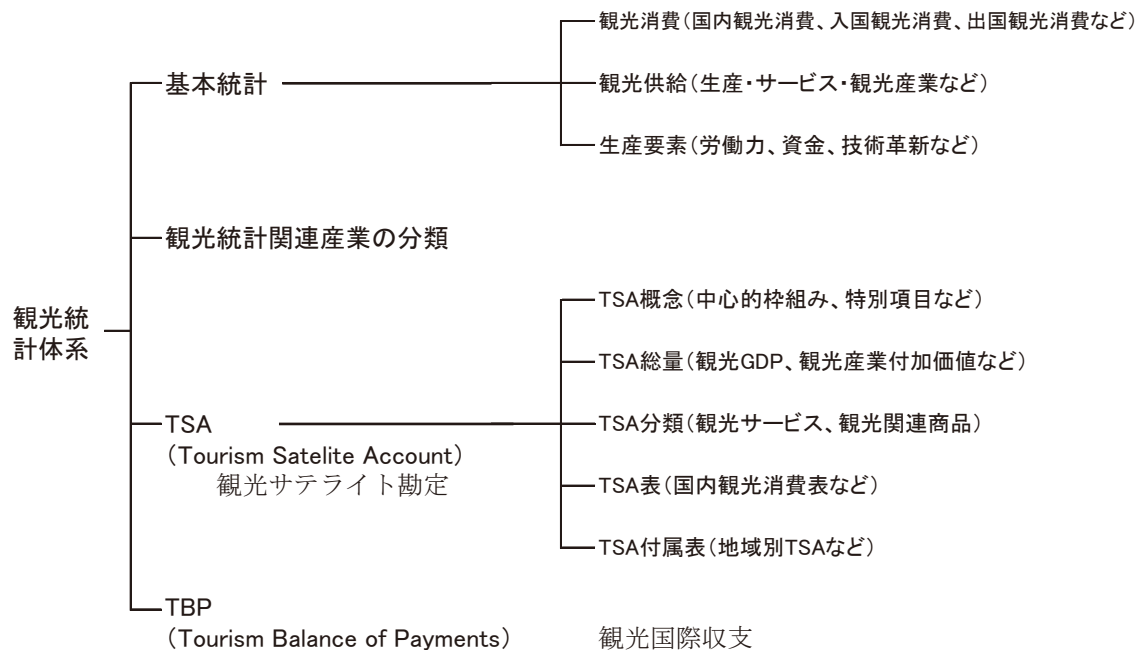


図1 UNWTOの観光統計体系

（出所） UNWTO, *The International Recommendations for Tourism Statistics 2008*. および、常莉ほか「世界旅遊組織与我国旅遊統計体系的比較」『統計研究』2005年、7期24～25頁を参考にした。

UNWTO『世界観光統計概覧2005』では、観光統計の基本的な指標として、次の4つの指標を挙げている。

- ① ホテルと類似宿泊施設受け入れ宿泊数（万人泊）
- ② ホテルと類似宿泊施設受け入れ人数（延べ人数）
- ③ 全ての観光宿泊施設受け入れ宿泊数（万人泊）
- ④ 非常住観光客の全ての観光宿泊施設における平均滞在日数（日）

観光客に対するサンプリング調査としては、1人平均1日消費額と1人平均消費額についての調査を行うことを推奨している。このサンプリング調査で得たデータを元に観光消費総額、すなわち観光総収入が推計される。

UNWTOの統計指標と統計方法はあくまで提案であって、個々の具体的な定義や統計方法はそれぞれの国に任されている³⁸。

たとえば、中国の日帰り観光客は常住地から10km以上離れ、観光と移動に要した時間が6時間より長く、24時間より少ない者と定義されている。それがオーストラリアの場合には、観光客は常住地から40km以上離れ、24時間以上～12カ月以内と定義されているので、日帰り（当地住民の同地観光地への訪問）は含まれない（1979年規定）。また、米国の1973年規定では、国内観光客は宿泊と日帰りともに常住地から50km以上移動していなければならない。さらに1998年規定では、160kmに延ばされた。日本の観光統計では、「日帰り観光客」について明確な基準がなく、「旅行」を「日常生活圏を離れたところに出かけること」と漠然と定義しているにすぎない。

中国の観光統計体系は常莉らの論文によると、UNWTOの観光統計体系と比べ、次のような違いがある³⁹。

第1に、UNWTOは観光活動によって生じる一連の消費支出を集計しようとしている（「支出法」）。それに対し、中国は「所得法」によって集計している。なお、この点については、前述したように国家統

³⁸ 王興斌「各国如何界定与統計国内遊客」（『中国青年報』2014年2月28日）。

³⁹ 常莉・康蓉・李樹民「世界旅遊組織与我国旅遊統計体系的比較」（『統計研究』2005年7期）、26～27頁。

計局は「所得法」を採用しているが、国家旅遊局が「支出法」を採用する方向にあるので、留保を要する。

第2に、中国の観光統計は国際基準と比べて、まだ不十分なところがある。アウトバウンド観光統計が立ち遅れていること、サンプリング調査の方法が中央と地方で不統一であることなどの点が挙げられる。

おわりに

以上のところで、中国の観光産業政策と観光統計制度の整備を跡づけた上で、観光統計の調査方法やデータ集計をめぐる具体的問題を検討してきた。

中国の指導者は、大躍進期の誇大統計がもたらした失敗を2度と繰り返さないよう、統計の正確さを保障することが如何に重要かを歴史の教訓として認識しているはずである。1960～65年の「主補方針をめぐる論争」（定期的な業務報告表を主とするか、典型調査を主とするかの対立）で王思華・国家統計局長が1966年に罷免された。彼は1979年の改革開放後になって、ようやく名誉回復された。1983年には「統計法」が発効し、統計データの改ざん・ねつ造や虚偽の報告は厳しく禁じられている。統計調査の制度と方法のあり方は市場経済化の進展によって大きく変容してきたが、統計の正確さを追求しようとする統計員としての矜持を失ってはなるまい。どこかの国でも、高級官僚があるはずの文書をないと言い張っていたから、時の権力に寄り添うのは官僚の常と言ってしまえばそれまでだが。

本稿で述べたように、中国の観光統計には官庁間のタテ割りや地方政府の水増し傾向などの問題が山積している。他方で、観光大国・観光強国をめざし、観光統計の国際基準との接合にも前向きである。2017年9月にはUNWTO第22回全体会議が成都で開催された。国際基準との接合を図りつつ、中国の観光の実態をいかに統計に反映していくかが問われている。

[付記] 本稿の執筆に当っては、科研費基盤研究（B）「新疆ウイグル自治区、内蒙古自治区の観光動態に関する総合研究」（2014～2017年度、研究代表：山田敕之・大阪成蹊短期大学教授）の分担金の一部を使わせていただいた。記して謝意を表する。